

## 金沢市集約都市形成計画の変更骨子案についての パブリックコメントでのご意見の概要と金沢市の考え方（回答）

募集期間：令和4年12月20日（火）～令和5年1月18日（水）

意見数：19件（16人）

提出方法：電子メール（4人）、窓口持参（12人）

No.	ご意見の概要	金沢市の考え方
○居住誘導区域等の設定について 8件		
1	居住誘導区域は公共交通を中心に計画されるものか。	居住誘導区域は、公共交通重要路線の沿線のほか、本市のまちづくりの核となる中心市街地や歴史的なまちなみを保存・活用する区域などを基本に設定しています。
2	災害リスクの高い区域を居住誘導区域から除外することは理解できるが、広範囲に存在する浸水エリアは居住誘導区域から除外しなくてよいか。	想定最大規模（1000年以上に1回の降雨）の水害による浸水エリアについては、避難情報の発信や防災訓練などの早期避難に資する各種施策を展開し、リスク低減を図ることとした上で、居住誘導区域から除外しないこととしています。
3	居住誘導区域でも過去に水害にあってはあるが、なぜ災害が予測される所へ移住しなければならないのか。 居住誘導区域と一般居住区域の線引きがあいまいだと思う。	今回の変更では、想定最大規模（1000年以上に1回の降雨）の水害により建物の倒壊が想定されるとして、立ち退き避難が必要とされている区域を基本的に居住誘導区域から除外することとしています。 また、居住誘導区域では、様々な施設や交通手段が存在し、多様な暮らしが実現できるよう人口密度を維持していきたいと考えております、公共交通重要路線の沿線のほか、本市のまちづくりの核となる中心市街地や歴史的なまちなみを保存・活用する区域などを設定しています。
4	小坂南の金腐川近辺の家屋は建築年数が比較的新しいにもかかわらず、居住誘導区域から一般居住区域に変更されることは妥当なのか。	今回の変更では、想定最大規模（1000年以上に1回の降雨）の水害により建物の倒壊が想定されるとして、立ち退き避難が必要とされている区域を居住誘導区域から除外することとします。また、一般居住区域は、家族との同居・近居などゆとりある住まいづくりや、住民主体のまちづくりなどを進めることにより、地域コミュニティの維持・活性化を図り、これまで通り暮らしやすい環境を維持する区域としており、この変更は妥当であると考えています。
5	今回の変更により一般居住区域へ変更となった場所から居住誘導区域に移転した場合、跡地は市としてどのような扱いとするのか。建築の規制などがあるのか。	今回、居住誘導区域から一般居住区域に変更となる区域については、早期避難に資する各種施策を展開することにより、他の一般居住区域と同様に、これまで通り暮らし続けられる区域としています。 また、本計画における誘導とは、長期的に緩やかに、居住（住む場所）を推奨していくものであり、強制的に集めるものではありません。
6	一般居住区域から居住誘導区域へ移住した後、元の敷地に他の住宅が建設されたら誘導区域への誘導が進まないのではないか。	なお、一般居住区域において一定規模以上の建築行為を行おうとする場合には、本市への届出を必要としており、居住誘導区域外における住宅開発等の動向を把握するとともに、居住誘導区域外の開発が居住誘導区域内の住宅等の立地誘導を図る上で支障があると認められるときは、協議・調整等を行うこととしています。
7	居住誘導区域や家屋倒壊等氾濫想定区域が土地公示価格への影響が想定されるので、不動産屋へこの居住区域マップを開示されると困ります。	金沢市集約都市形成計画は、持続的に成長する成熟都市の実現を目指して長期的な視点による市民のまちづくりへの意識や理解を醸成し、行政と市民が一体となったまちづくりの取組を進めていくために平成29年3月に策定、公表しました。また、居住誘導区域を変更した場合も、公表することとしています。 なお、家屋倒壊等氾濫想定区域は、皆さまのお住まいの地域が河川の氾濫などにより浸水し、また浸水するおそれがある場合に、安全に避難していただけるようハザードマップに記載し、公表しています。
8	区域変更については賛成です。 ただし、現在、変更区域に居住している市民への説明は充分に行ってほしい。	変更区域にお住まいの方には、意見交換会などを通じて丁寧に説明を行ってまいります。
○防災・減災対策について 3件		
9	命を守るための防災訓練の実施が大切である。町会として出来ることはこのくらい。	ご指摘のとおり、命を守るための防災訓練の実施は極めて重要であると考えています。ご自身やご家族、地域の皆さまには、地域の自主防災組織などの防災訓練や避難訓練に参加するなど日頃から命を守るための備えに努めていただきたいと考えています。
10	浸水深3m以上のエリアがある中央地域では、河川整備などのハード整備が示されていないが、危険なエリアが存在するのであれば、ハード整備を行う必要があるのではないか。	想定最大規模（1000年以上に1回の降雨）の水害については、ハード整備だけで対応することが困難なため、計画規模（100年程度に1回の降雨）の河川整備と防災計画の策定などのソフト対策を組み合わせて対応していく必要があると考えています。そのため、計画規模相当の河川整備が完了している中央地域では、ソフト対策の充実を図ることを取組の方向性として整理しています。
11	石川県でも防災計画を行っているが、県との連携は考えているか。	ご指摘のとおり石川県との連携は大切であり、今後も関係機関が一体となって、防災・減災対策に取り組んでまいります。
○居住誘導区域への誘導施策について 3件		
12	一般居住区域での新築に対して、指導や説明はどのように行う予定ですか。	一般居住区域など居住誘導区域外において一定規模以上の開発行為または建築行為を行おうとする場合、都市再生特別措置法により本市への届出が義務づけられています。本市では、届出により居住誘導区域外における住宅開発等の動向を把握するとともに、居住誘導区域外の開発が居住誘導区域内の住宅等の立地誘導を図る上で支障があると認められるときは、協議・調整等を行うこととしています。
13	相続人不明の古い建物を取り壊して、宅地を確保したらどうですか。 人口増加対策はやらないのか。高校生まで医療費無料、出産したら500万円支給など。	居住誘導区域の人口維持のため、空き家の対策や定住促進に取り組んでいますが、いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。
14	人口減少が進むと想定される中で、「人口減少下においても現状維持」という目標達成のためには今以上の取組が必要ではないか。	居住誘導区域への移住・定住を促進させるためには、住宅・働き方・教育・安全安心に関する様々な施策を展開していく必要があるため、関係部局とこれまで以上に連携を図り、目標達成に向け各種施策を展開してまいります。

○その他 5件	
15	まちづくりについて、市民の意見を求ることは非常にいい事である。
16	具体的なイメージがわからない。
17	計画を進める上で、交通部局を含めた他部署と連携して進めてほしい。
18	都心軸はもちろん、クロス軸(副軸)や歩行動線確保の為の再整備、各エリアスポットでの強い拠点性を生み出す為のビル建設や緑地整備、建設ビル高さ制限のポイントエリア毎での見直し及び撤廃、金沢港賑わいポートタウン構想、鉄路での新交通システム導入等、これらはこれから金沢のまちづくりにとって無くてはならない絶対に必要不可欠な事項だと考えられます。 手遅れになる前に、強いスピード感と強い英断力で、北陸そして日本海国土軸の顔づくりに尽力して頂き、世界交流拠点都市金沢を造り上げて頂きたい。
19	都ホテル跡地について、金沢市の考える長期構想を具体的に提言していくべきである。 高さ制限の規制は撤廃すべき。新交通システム導入との兼ね合いを含めエリア一体を歩行者動線の再整備を行い地下街の復活開発も必要。各エリアの各エリアスポットでの開発提言として、金沢駅前にあるバス車庫用地を、金沢バスセンターとして整備し、高度利用による複合施設(商業オフィスホテルなどを上層階に設置)の再開発を。

#### 【参考】パブリックコメントに合わせて開催した市民意見交換会でのご意見の概要と金沢市の考え方(回答)

開催日程：令和4年12月26日（月）～令和5年3月2日（金）の間に11回開催

参加者数：114人

（パブリックコメントでのご意見と重複するものを除いています。）

No.	ご意見の概要	金沢市の考え方
1	50～100年に一度の降雨での浸水想定区域は、居住誘導区域から除外するべきではないか。	50～100年に一度の降雨での浸水想定区域のうち、浸水深3m以上の区域は居住誘導区域から除外しています。浸水深3m未満の区域については、2階等への垂直避難や土嚢の設置などで対応が可能と考えております。
2	安全な場所への移住はハードルが高い対策だと思うので、避難などのすぐに取り組めるものを計画に位置付けた方がよいのではないか。	早期避難に向けた対策として、避難情報の発信や防災計画の作成、避難訓練の実施などをソフト対策として計画へ位置付けています。
3	1000年に1度程度の降雨のために、誘導区域を変更する範囲として、変更案は適切であると考える。これ以外の範囲を誘導区域から除く必要はない。	今回の変更では、想定最大規模（1000年以上に1回の降雨）の水害により建物の倒壊が想定されるとして立ち退き避難が必要である区域を居住誘導区域から除外することを基本としています。骨子案のとおり、変更手続きを進めてまいります。
4	今回は、ハザードマップの変更を受けて誘導区域を変更するようであるが、今後も変更の可能性はあるのか。	今後も、全市的なまちづくりのあり方と整合を図りながら、都市計画の変更や災害による影響を受ける区域等の見直しが行われた際は、本計画の基準等を踏まえ、適宜計画を見直すこととしています。
5	この計画は、長期的な将来のための計画であるため、なるべく、若い人に周知するとよいだろう。	ご指摘のとおり、本計画は、目標年次を2040年までとする長期の計画です。本計画が目指す将来都市像の実現に向けて、若い方々を含め多くの方にご理解いただけるよう今後とも周知に努めます。